

東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会設置要綱

制定 平成 30 年 4 月 25 日
30 都市政土第 115 号

(名称)

第 1 条 本検討会は、東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 検討会は、神宮外苑地区地区計画（平成 25 年 6 月都市計画決定）に定めた目標（緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、世界に誇れるスポーツクラスターを形成）の実現に向けて、東京 2020 大会後に民間が主体となって進めるまちづくりの方向性等について検討を行うことを目的として設置する。

(検討事項)

第 3 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 まちづくりの今後の方向性に関する事
- 二 公園まちづくり制度の活用要件に関する事
- 三 その他上記に関連した必要な事項

(組織)

第 4 条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 座長は、委員の互選により定め、会務を総理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の公開)

第 5 条 検討会及び検討会の資料は公開する。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第 6 条 検討会の庶務は、都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課及び緑地景観課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

別表

(学識経験者)

委員	伊藤香織	東京理科大学教授
委員	遠藤新	工学院大学教授
委員	下村彰男	東京大学教授

(行政関係者)

委員	港区街づくり支援部長
委員	新宿区都市計画部長
委員	渋谷区都市整備部まちづくり推進担当部長
委員	東京都都市整備局都市づくり政策部長
委員	東京都都市整備局まちづくり推進担当部長
委員	東京都建設局公園緑地部長